

第4回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 2011(平成23)年6月18日

15時00分～17時00分

会場 沖縄大学2号館3階 2-306号室

—議案書—

第1号議案 平成22年度活動報告

平成22年度は下記の内容について活動を実施。(詳細は参考資料参照)

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第3回美ら海写真展への出展
- (3) 海洋博研究センター サンゴシンポジウム (後援)
- (4) 環境フェア in とみぐすくへの出展 (第2回あなたのサンゴ礁イメージ展の実施)
- (5) サンゴの日パネル展

第2号議案 平成22年度収支決算報告

平成22年4月1日～平成23年3月31日までの決算は下記のとおりです。

● 収入

1) 寄付	6,000 円
2) その他助成金等	50,955 円
3) 預金利息	91 円
4) 前年度繰越金	483,295 円

収入合計	540,341 円
-------------	------------------

● 支出

1) 活動費	
①サンゴ礁コンテスト実施費用	50,955 円
②アジェンダ負担金	5,000 円
③環境フェア出展費用	1,000 円
④切手代	4,000 円
⑤振込み手数料	630 円
⑥寄附金受け入れのための手数料	105 円
⑦次年度繰越金	478,651 円

支出合計	540,341 円
-------------	------------------

第3号議案 平成23年度事業計画(案)

平成23年4月1日～平成24年3月31日までの活動(案)は下記のとおりです。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) 第4回美ら海写真展への出展
- (3) 環境フェアへの出展 (第3回あなたのサンゴ礁イメージ展の実施)
- (4) シンポジウムの開催

- (5) サンゴの日パネル展
- (6) パネル作成
- (7) ホームページの維持管理
- (8) 協議会会員への助成事業
- (9) その他活動に必要な事項

第4号議案 平成23年度収支予算(案)

平成23年4月1日～平成24年3月31日までの予算(案)は下記のとおりです。

● 収入

1) その他助成金等	100,000 円
2) 寄付	100,000 円
3) サウジアラムコからの寄付金	12,000,000 円
4) 前年度繰越金	478,651 円

収入合計 12,678,651 円

● 支出

1) 活動費	3,216,000 円
・サンゴ礁コンテスト	(50,000 円)
・パネル作成費	(10,000 円)
・シンポジウム開催費	(100,000 円)
・アジェンダ21会費	(5,000 円)
・環境フェア出展費用	(1,000 円)
・ホームページのメンテナンス	(50,000 円)
・協議会会員への助成事業	(3,000,000 円)
2) 会議費	50,000 円
3) 旅費	300,000 円
・理事会旅費	(200,000 円)
・シンポジウム旅費	(100,000 円)
4) 謝金	18,000 円
5) 協議会運営費	1,000,000 円
6) 寄付金管理事務局経費	1,000,000 円
7) 次年度繰越金	7,094,651 円

支出合計 12,678,651 円

※今後、サウジアラムコからの寄付金が見込まれていることから、収入及び支出の項目において予算を計上していますが未確定です。協議会会員への助成事業、協議会運営費及び寄付金管理事務局経費は収入見込みの如何によって補正する必要があります。ご了承下さい。

第5号議案 規約の修正、追加

規約の第15条の修正、20条に規定されている委員会の設置、新たな条項の追加（30条）

第5-1号議案 規約の改正（15条）

会長は、議案等に対し答弁する立場にあることから、下記のとおり、修正したい。

改正前	改正後
(総会) 4. 総会は会長が招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。	(総会) 4. 総会は会長が招集し、総会の議長は、 理事 会員 の中から 互選と選出 する。

第5-2号議案 委員会の設置について（20条）

現行、5つある委員会のち、関連の高い企画委員会と資金調達委員会を統合したい。

改正前	改正後
1. 運営委員会 2. 企画委員会 3. 広報委員会 4. 選挙管理委員会 5. 資金調達委員会	1. 運営委員会 2. 企画委員会 3. 広報委員会 4. 選挙管理委員会

第5-3号議案 規約の追加（第30条 新設）

協議会の解散に伴う残余財産の処理に関する規定がなかったことから、新たに定めたい。

改正前	改正後
	(残余財産の帰属) この協議会が解散したときに残存する財産は、 定非営利活動促進法 第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

※定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者とは、「国又は地方公共団体」、「公益社団法人又は公益財団法人」、「私立学校法第3条に規定する学校法人」、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人」、「更生保護事業法第2条第6項に規定する更正保護法人」

第6号議案 その他